

広報たかしま
台風 18 号
災害特集号

平成 25 年 11 月



9.15-16 台風 18 号襲来
豪雨災害



Takashima City
Public Relations
たかしま
広報

「台風18号 災害特集号」の発行に際して

9月15日の夜から16日にかけて接近した台風18号の影響で、市内全域で、本当に大きな被害が発生しました。この台風の影響により、被害に遭われた皆様には、あらためまして心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害では人的被害はなかったものの、鴨川の決壊や各地での河川、水路の氾濫、道路の損壊や断水、あるいはがけ崩れや土石流の発生、そして280軒を超える床上・床下浸水など、市内全域で大きな被害が発生し、私たちの暮らしや企業活動に非常に大きなダメージをもたらしました。

市では、台風の接近に伴って立ち上げた「災害対策本部」のもと、皆様の暮らしに欠かせないライフライン等の復旧にあたるとともに、9月25日には「災害復旧支援本部」を設置し、被災された方々に一日も早く日常の平穏を取り戻していただくための支援体制を取ってまいりました。こうした中、今回の災害の全容が徐々に明らかになってまいりましたこと、また、被災者の方々への支援制度についても一定の情報がまとまってまいりましたことから、こうした情報を広く市民の皆様にお知らせするため、急遽この冊子を発行することといたしました。

復旧の道はまだ途上ではありますが、災害の経過と現時点での復旧情報を共有いただき、市民の皆様には、この冊子をご自身の今後の防災の一助としていただければ幸いです。

高島市長 福井 正明

9.15-16 台風18号襲来 豪雨 災害

9月15日から16日にかけて本州を襲った台風18号は、これまでに経験した事のない猛烈な大雨をもたらし、市内の各所に大きな爪痕を残して過ぎ去りました。未曾有の被害をもたらした、人々の暮らしに大きな影響を与えた台風18号の大被害について報告します。

台風18号、発達しながら本州北上

9月13日に小笠原近海で発生した台風18号は、日本の南海上を北上し、大型の勢力を保ったまま16日8時前

●台風18号の経路



に愛知県豊橋市付近に上陸した後、本州中部を北東に進みました。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、滋賀県では記録的な大雨となりました。15日の明け方から降り始めた雨は、夕方から徐々に雨足を強め、時間を追うごとに激しさを増してきました。そんな中、18時48分、近江西部に大雨警報が発表され、その後、21時13分には洪水警報が発表されました。市では、大雨警報が発表された段階で、災害に備え「警戒1号」の体制をとっていましたが、土砂災害の

滋賀県防災ヘリから高島南鴨地域を撮影（9月16日撮影）



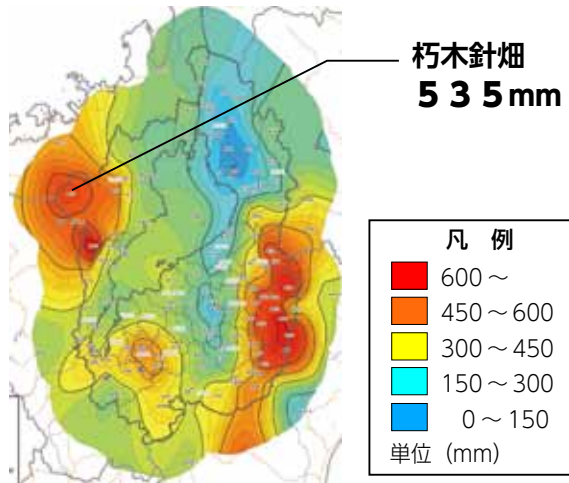
鴨川の決壊箇所



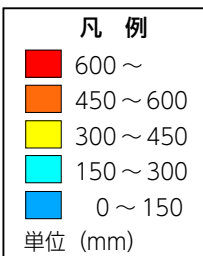
雨量等 DATA

● 総雨量(9月15日0時～16日24時)

雨量出典：滋賀県土木防災情報システム、気象庁



朽木針畑
535mm



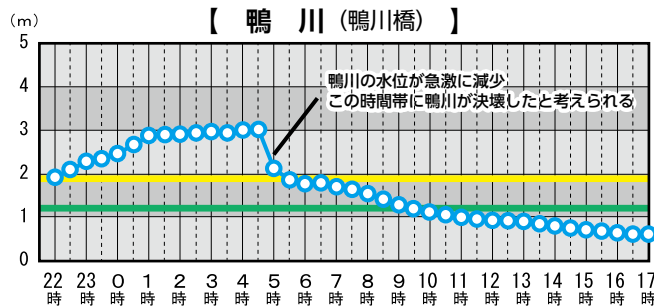
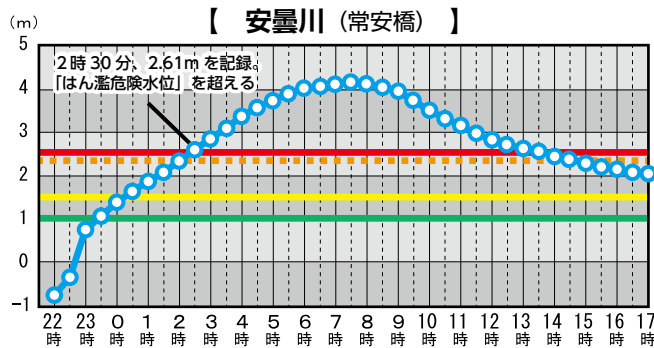
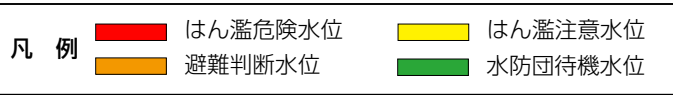
▼各観測所総雨量

(単位：mm)

| | | | |
|---------|-----|--------|-----|
| マキノ沢 | 216 | 市場 (国) | 417 |
| マキノ (国) | 229 | 上古賀 | 317 |
| 野口 | 228 | 栃生 | 508 |
| 河内谷 | 253 | 村井 | 442 |
| 保坂 | 387 | 葛川 | 635 |
| 天川ダム | 256 | 安曇川 | 240 |
| 今津 | 222 | ガリバー | 409 |
| 針畑 | 535 | 勝野 | 253 |
| 市場 | 477 | 大溝 (国) | 284 |

● 河川の水位状況 (9月15日～16日)

出典：滋賀県土木防災情報システム



※県管理の一級河川鴨川は、水防法の水位周知河川に指定されていないため、はん濫危険水位と避難判断水位は定められていません。



危険などを考慮し、16日1時15分に「災害警戒本部」を立ち上げました。

深夜から未明にかけて、ますます凄まじい勢いで雨が降り注ぎました。安曇川や鴨川の水位がどんどん上昇していき、2時30分過ぎに安曇川（常安橋）の水位が2・61mとなり、「はん濫危険水位」（2・54m）を超えました。

1万2千人に避難勧告発令

これを受け災害警戒本部では、午前3時に安曇川町、新旭町、高島の各地区へ、午前4時5分に朽木の各地区へ避難勧告を発令しました。

その後も、パトロール中の職員や市内各地の自治会役員、消防団の皆さんから続々と寄せられる情報を基に、今津町を加えた各地区へ避難勧告を発令。8時20分までに合計32地区、4,204世帯、1万1,270人の方に対して避難勧告を発令しました。

各地区へは、防災行政無線などで避難を呼びかけるとともに、避難所へ毛布やタオル、食料品などの物資を届けるなど、避難者の対応にあたりました。

● 避難勧告が発令されたら

高島市では、河川水位が上昇し、災害の発生する可能性がある場合に、避難勧告を発令します。避難勧告が発令されたら、すみやかに次の点に注意して避難を開始してください。

【風水害からの避難の注意点】

■ 動きやすく安全な服装で

ヘルメットや防災ずきんで頭を保護してください。靴はひもで締められる運動靴にしましょう。裸足・長靴は厳禁です。（長靴は、水が入ると重くなり、動きにくく、またすぐ脱げてしまいます。）

■ 足元に注意

歩行可能な水深は、一般的に男性で70cm、女性で50cmといわれていますが、特に水害時、水面下にはマンホールが外れていたり、側溝や段差があったりするなど危険が潜んでいます。このため、長い棒を杖代わりに突き、確認しながら歩くなど厳重な注意が必要です。

■ 隣近所で声を掛け合い、集団で避難する

単独行動は危険です。はぐれないようお互いの身体をロープで結ぶなどして避難してください。

■ 災害時要援護者の安全を確保

高齢者や傷病者などは背中に背負い、子どもには浮き袋をつけるなどして安全を確保してください。

鴨川が決壊し、濁流が集落飲み込む

降り続ける雨の状況や、安曇川や鴨川の水位の状況等から、大規模な災害が発生する恐れがあると判断し、4時18分に「災害警戒本部」を「災害対策本部」に移行しました。人員を増やし、情報収集や避難者の対応等を強化していたところ、4時30分に鴨川（鴨川橋）では最高水位となる3・04mまで水かさが増し、そして、5時ごろ、野田橋下流の宮野地先の右岸が決壊しました。流れを変えた濁流は、高島の南鴨集落を直撃し、宿鴨・永田・出鴨を浸水させ、萩の浜・下小川（三ツ矢・出福

まで達し、多くのものを押し流しながら、琵琶湖へと流れ込みました。これらの地域では、腰の高さまで濁流が押し寄せ、いつもの見慣れた風景は一変し、あたり一面が水面と化していました。自動車や家財道具が流されたり、家屋に濁流が浸入してきたり、刈り取りを待つ田んぼが広範囲で水没したりするなど、現実とはかけ離れた光景が広がっていました。

暴風雨が吹き荒れ、次々と避難勧告の区域を広げているさなかの、5時5分、気象庁から全国初となる「特別警戒」が滋賀県、京都府、福井県全域に発表され、対策本部ではさらなる緊張が走りました。今回の豪雨では、朽木地域で総雨



救助活動を行う消防や自衛隊、警察

量が500ミリを超えるなど、これまで経験した事のない記録的な大雨が降りました。

甚大な被害状況が明らかに

夜明けとともに、次第に市内各地の被害状況が明るみになってきました。

朽木をはじめとする山間部では、豪雨の影響により多数の個所で崩土



今津町保坂の土砂崩れ

● 特別警報

今年8月に創設された警報。数十年に一度の大雨などが予想された場合に気象庁が発表します。重大な災害が起こる可能性が非常に高まっていますので、ただちに身を守るために最善をつくしてください。

▼発表は自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、防災行政無線など情報の収集に努めてください。

や道路の欠損が発生。土石流が民家に押し寄せたり道路の通行を妨げたりするなどの被害をもたらしました。

道路の崩壊、陥没などによる通行不能により、被害直後14集落が孤立状態になり、多くの世帯の生活に重大な支障を与えました。このため最優先で当面の通行の確保を急ぎ、翌日には何とか孤立状態を解消することができました。この他にも、水道施設の損壊による断水、家屋の床上・床上浸水、家屋の破損、河川の護岸損傷・崩壊、農地の埋没等、被害は広範囲に及び、甚大かつ深刻な被害の実態が明らかになりました。これらの被害から一刻も早く以前の生活に戻るよう、国や県と連携しながら、全力をあげて復旧作業に取り組んでいます。

災害対策本部会議。会議は災害発生から本部が解散する9月30日まで毎日続けられました。



安曇川の堤防（川島地先）。堤防の内側は破損しませんでした。が、堤防に浸透した水により外側の道路がえぐりこむように破損しました。



被害の状況 10月17日現在

● 住家 (単位：棟)

| 区分 | マキノ | 今津 | 朽木 | 新旭 | 安曇川 | 高島 | 合計 |
|--------------|-----|----|----|----|-----|----|-----|
| 床上浸水 (大規模半壊) | - | - | 1 | - | - | - | 1 |
| 床上浸水 (半壊) | - | - | 5 | - | 6 | 97 | 108 |
| 一部損壊 (床下浸水) | 3 | 18 | 24 | 17 | 38 | 76 | 176 |
| 一部損壊 | - | - | - | - | - | 1 | 1 |

● 人的

・軽傷 3人（救助活動中の消防職員等）

● 道路・橋梁 (道路崩壊、路肩欠損等)

・国道・県道 24か所
 ・市道 87か所
 ・橋梁 1か所
 ・林道 246か所

● 農地

<田>
 ・流失・埋没 61.97ha
 ・冠水 98.00ha
 <畑>
 ・流失・埋没 0.56ha

● 河川 (施設の破損など)

・県管理 63か所
 ・市管理 16か所

● その他 (施設の破損など)

・学校施設 6か所
 ・学校施設 6か所
 ・崖くずれ 39か所
 ・水道断水 751戸
 ・砂防 34か所
 ・水産 3か所 (やな等)
 (今津 (32戸)、朽木 (341戸)、高島 (378戸))

● 主な経過

※災害対策本部へ報告があった情報や気象情報などを基に作成
 ※被害などの状況は対策本部に報告があった時間を記載
 (ただし、鴨川の決壊の時間は推定時間を記載しています)

- 9月15日 18:48 近江西部に大雨警報発表
- 21:13 近江西部に洪水警報発表
- 16日 0:20 高島市に土砂災害警戒情報発表
- 1:15 災害警戒本部立ち上げ
- 4:18 災害対策本部へ移行
- 4:30 国道367号 環境センター付近土砂流出
 県道畑勝野線(高島富坂)に土砂流出
- 4:35 国道367号桑野橋~古川 土砂崩れ
- 5:00頃 宮野(野田橋)下流の鴨川右岸が決壊
- 5:05 高島市に特別警報(大雨)発表
 高島鴨地域で床上、床下浸水の報告
- 6:24 高島出鴨で3名救出(消防)
- 6:28 滋賀県警機動隊出動
- 6:40 自衛隊に派遣要請
- 6:50 今津角川入り口2か所土砂流出
- 7:24 安曇川町下小川で5名救出(消防)
- 7:24 安曇川川島堤防一部損壊との連絡
- 8:03 高島で4名救出(消防)
- 8:25 今津町大床 流木により落橋
- 10:45 県防災ヘリによる被害状況調査開始
- 10:56 鴨で透析患者を救出し今津病院へ搬送(消防)
- 12:18 高島鴨で車内に取り残されている男性救助(消防)
- 14:45 高島鴨川決壊個所の応急処置
- 15:15 安曇川馬場土砂崩れ
- 16:00 高島等で28名救出(消防、自衛隊)
- 16:13 近江西部大雨・洪水警報解除
- 16:31 高島南鴨で6名救出(消防)
- 17:45 高島中溝 土砂崩壊
- ：
- ：



豪雨襲来の記録
 猛威をふるった豪雨の記録を掲載します。

⑩安曇川スポーツセンターが浸水(安曇川町青柳) ⑪国道367号 保坂~三ツ石間 道路が崩れる
 ⑫水道施設が安曇川の濁流にのまれた(朽木荒川) ⑬勢いよく流れる濁流(朽木大野)
 ⑭車に取り残された男性を国道161号バイパスからクレーン車で救助(高島鴨)
 ⑮浸水により米袋が散乱。農業にも甚大な被害が(朽木野尻)
 ⑯河川がはん濫(新旭町太田) ⑰安曇川に設置していたやな(漁業)が消失 ⑱自衛隊が救助活動(高島南鴨)

①濁流が流れる中での救助活動(高島出鴨) ②道路に木材が流れた(高島南鴨)
 ③道路に岩が落ちてきた(高島黒谷) ④住居の中にたまった泥。ふすまに濁水が流れた時の跡が残る
 ⑤水路がはん濫。民家に流れないように土のうで防いだ(マキノ町浦) ⑥家屋のすぐ裏手の土砂が崩れた(今津町椋川)
 ⑦集落内に浸水する濁流(今津町岸脇) ⑧橋を越える勢いで流れる石田川。その後、大床橋が落橋。(今津町大床)
 ⑨土砂崩れで小屋が押し流された(高島中溝)

復旧への歩み、 着実にそして迅速に

支援の輪、途絶えることなく

台風18号が去った翌日の9月17日に高島市社会福祉協議会に「高島市災害ボランティアセンター」が設置されました。

被災後最初の週末にあたる21日から3日間には、県内外から多くのボランティアが集まり、1,500人を超える方が、家屋の泥出しやごみの後片付けなどに汗を流しました。

その後も県内外から途絶えることなくボランティアの方々が続け付けてくださり、9月30日までに集まった人数はのべ3,144人となりました。

各団体からの大きな支援

被災された地域から出てきたガレキや粗大ごみは、車積積載量で換算して3,000トンを超える量となりました。これらのガレキは、滋賀県建設業協会高島支部のご支援によ

り撤去し、ごみの分別や収集作業には高島市森林組合、高島市一般廃棄物収集運搬事業協同組合のご協力を得ました。また、道路や河川の復旧などは滋賀国道事務所、近畿地方整備局や北陸地方整備局、県関係機関で迅速に対応していただきました。

滋賀県電気工事工業組合高島支部には、災害直後に、浸水した家の漏電確認を行っていただきました。

広範囲におよぶ農地の冠水や土砂流入に対する復旧には、国の支援制度を受けることとなりますので、近畿農政局の協力を得ながら、被害状況の調査や測量を行っています。

多くの方々からさまざまなご支援ご協力をいただき、一歩ずつ復旧に向け進んでいます。

災害対策から復旧支援へ

被災された方の災害復旧を支援するため、9月25日に「高島市台風18号災害復旧支援本部」を設置しました。

9月30日に災害対策本部を解散した後、災害復旧支援本部を中心に、被災された方々の生活支援とともに復旧事業に取り組んでいます。

支援



滋賀県建設業協会高島支部の協力で、大量のガレキやごみを除去



横山に仮置きされたごみやガレキの山



砂ぼこりが舞う被災地



水路の泥出し（南鴨）



土のう積みや泥上げ（今津町椋川）



国土交通省 緊急災害対策派遣隊（テックフォース）から被害概要報告書を受け取る市長。市が管理する道路や河川、砂防施設だけで被害は97か所、被害額は2億6千万円を超えるとの報告を受けました。



ボランティアの受付・集合



高島市災害対策本部の応急対策

- 職員を被災地域へ派遣し家屋内外の泥上げ、消毒
- 被災者相談窓口の設置
- 給水車で給水支援
- 断水地区を対象とした温泉無料開放を市内4施設に要請(960人が利用) など



見舞金・貸付

■高島市り災見舞金

災害により居住する家屋に全壊、流失、大規模半壊、半壊（床上浸水）の被害を受けた場合、世帯に対して次の見舞金が交付されます。
 ○全壊、流失…100万円 ○大規模半壊…5万円
 ○半壊（床上浸水）…3万円
 ※申請は不要です。
【窓口】 社会福祉課 ☎(25) 8120

■滋賀県被災者生活再建支援制度

県内において、台風 18 号により住宅被害を受けた世帯に対し、支援金が交付されます。交付額は、以下の2つの支援金の合計額となります（世帯人数が1人の場合は、各該当項目の金額の4分の3の金額）。
《基礎支援（支給額）》
 ○全壊…100万円 ○解体…100万円
 ○大規模半壊…50万円 ○半壊…35万円
 ○床上浸水…25万円
《再建支援（支給限度額）》
 ○建設・購入…200万円 ○補修…100万円
 ○補修（床上浸水）…25万円 ○賃借…50万円
 ○賃借（床上浸水）…25万円
【窓口】 社会福祉課 ☎(25) 8120

■滋賀県共同募金会災害見舞金

災害により家屋が流失、倒壊、床上浸水した場合、1世帯につき2万円の見舞金が交付されます。
 ※申請は不要です。
【窓口】 高島市共同募金委員会 ☎(36) 8220

■生活福祉資金貸付制度

災害により家屋、家電などに損失を受け、修繕や購入に必要な費用の工面に困っている低所得者世帯に、臨時に必要な費用を貸し付けます。
【窓口】 高島市社会福祉協議会 ☎(36) 8220

■母子寡婦福祉資金の償還の特例

事業開始資金、事業継続資金または住宅貸付を受けている方が、災害により家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた場合、資金の償還にかかる据え置き期間の延長や償還の猶予を行います。
【窓口】 子育て支援課 ☎(25) 8136

税金等

■固定資産税の減免

災害により被害を受けた土地、家屋、償却資産の固定資産税の減免が受けられる場合があります。
【窓口】 税務課 ☎(25) 8116

■個人住民税の減免

被災された方が個人住民税の納付が著しく困難な場合、減免が受けられる場合があります。
【窓口】 税務課 ☎(25) 8116

■国民健康保険税の減免

災害により住宅が全壊・半壊・床上浸水した場合には、減免が受けられる場合があります。
【窓口】 税務課 ☎(25) 8116

■後期高齢者医療制度保険料の徴収猶予・減免

災害により住宅等に被害を受けた場合、保険料の徴収猶予、減免が受けられる場合があります。
【窓口】 保険年金課 ☎(25) 8137

■介護保険料の徴収猶予・減免

介護保険第1号被保険者等が、災害により住宅等に被害（床上浸水以上）を受けた場合、介護保険料の徴収猶予、減免が受けられる場合があります。
【窓口】 長寿介護課 ☎(25) 8029

■介護保険利用者負担額の減額

要介護者等が、災害により住宅等に被害（床上浸水以上）を受けた場合、介護保険給付の利用者負担額10%のうち7%を免除します。
【窓口】 長寿介護課 ☎(25) 8029

■県税の取り扱いについて

災害により被害を受けた場合には、県税（個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税）の申告・納付等の期限延長、軽減措置、納税の猶予の制度があります。
【窓口】 県西部県税事務所高島納税課 ☎(25) 8012

■国税の取り扱いについて

災害により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続を行うことで所得税が還付となる場合があります。また、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。
【窓口】 今津税務署 ☎(22) 2561

住宅

■宅地防災工事資金融資制度

地方公共団体から宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告または改善命令を受けた場合、擁壁や排水施設の工事等に対して住宅支援機構から低利の融資が受けられます。
【窓口】 都市計画課 ☎(22) 0904

災害ごみ

■ごみの処分手数料の免除

災害ごみを環境センターに搬入された場合の処分手数料は免除します。
【窓口】 環境政策課 ☎(25) 8123

上下水道

■上下水道使用料の免除

浸水被害を受けられた上下水道使用者（り災台帳登録者）を対象に、9月16日から11月20日（11月検針日）までの期間の使用水量について、昨年同月期の使用水量と比較して超過した水量に対する使用料を免除します。
【窓口】 経営課 ☎(22) 6838

子ども

■保育園・幼稚園入園者にかかる保育料の減免

災害により生活の基盤となる資産に被害（床上浸水以上）を受けたと認められる場合、入園者の保育料を一律2分の1に減額します。減額期間は、被害を受けた月の翌月から6か月間。
【窓口】 子育て支援課 ☎(25) 8136

■保育の特例措置

災害に遭い、保護者のいずれもが災害復旧に当たっており、家庭での保育が困難であると認められる場合、就学前児童を保育園で受け入れます。入園期間は、被害を受けた日から最長6か月。
【窓口】 子育て支援課 ☎(25) 8136

■学童保育所の入所料および保育料の減額

災害により生活の基盤となる資産に被害（床上浸水以上）を受けたと認められる場合、入所料および保育料を一律2分の1に減額します。減額期間は、被害を受けた月の翌月から6か月間。
【窓口】 子育て支援課 ☎(25) 8136

■学童保育所通所の特例

災害に遭い、保護者のいずれもが災害復旧に当たっており、家庭での保育が困難であると認められる場合、小学生児童を学童保育所で受け入れます。入所期間は、被害を受けた日から最長6か月。
【窓口】 子育て支援課 ☎(25) 8136

■児童扶養手当等の特別措置

児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額または支給停止されている方について、災害により所有する財産の2分の1以上の被害を受けたときに、一時的に手当を全額支給します。
【窓口】 子育て支援課 ☎(25) 8136

■高島市就学援助費給付制度

災害により家屋等に被害（床上浸水以上）を受け、経済的に就学が困難となった児童・生徒の保護者に、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費の援助を行います。
【窓口】 学校教育課 ☎(32) 4471

障がい者（児）

■特別障害者手当・障害児福祉手当等の特例措置

災害により家屋の全壊、半壊等財産に被害を受けた場合、所得制限による特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給停止者に対して、被害を受けた月から翌年の7月まで手当を支給します。
【窓口】 障がい福祉課 ☎(25) 8516

■障がい福祉サービスにかかる利用者負担額の減額

障がい福祉サービス受給者等が、災害により住宅等に被害（床上浸水以上）を受けた場合、障がい福祉サービス利用者負担額10%のうち7%を免除します。
【窓口】 障がい福祉課 ☎(25) 8516

■訪問入浴サービス事業等の利用者負担金の減額

訪問入浴サービス事業等（移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業）受給者等が、災害により住宅等に被害（床上浸水以上）を受けた場合、利用者負担額5%のうち2%を免除します。
【窓口】 障がい福祉課 ☎(25) 8516

■特別児童扶養手当等の特別措置

災害により家屋の全壊、半壊等財産に被害を受けた場合、所得制限による特別児童扶養手当の支給停止者に対して、被害を受けた月から翌年の7月まで手当を支給します。
【窓口】 子育て支援課 ☎(25) 8136

高齢者

■高齢者インフルエンザ予防接種費用の還付

被災者で、65歳以上の方および60歳以上の心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方（身体障害者手帳1級の方）が、医療機関で負担されたインフルエンザワクチンの接種費用の自己負担分を還付します。
【窓口】 健康推進課 ☎(25) 8078

企業

■中小企業に対する「セーフティネット資金（台風18号被害関連）」融資制度

台風18号により、施設または設備の損壊等何らかの物的損害が発生した中小企業を対象に、復旧のための設備資金や運転資金を最高8,000万円まで年1.1%の利率で融資が受けられます。
【窓口】 高島市商工会 ☎(32) 1580

その他

■被災者相談窓口の設置

台風18号被害に関してお困りのことがあればご相談をお受けします。
【窓口】 生活相談課 ☎(25) 8125

災害に備える

災害から自分たちの身の安全を守るためには「避難」が大原則。多くの災害に共通するポイントを紹介します。

○ハザードマップ、避難場所、避難ルートを確認しましょう

市が発行している地震および洪水のハザードマップで、災害時の危険箇所や避難場所、避難ルートを確認しましょう。地域によっては、地震や風水害で避難場所が違うところがあります。

○勤務先、通学先での確認・準備も

勤務先や通学先など、頻繁に通う場所でも、避難場所や避難ルートを確認し、避難の準備をしておきましょう。

○非常持ち出し袋を準備しましょう

自宅が被災したときには、安全な場所に避難し、そこで避難生活を送ることになります。次の例を参考に非常持ち出し品を用意しリュックサックに詰めて、いつでもすぐに持ち出せるように日ごろから備えておきましょう。

(参考:政府広報オンライン「災害時に命を守る一人一人の防災対策」)

- 飲料水 ●食料品 (カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- 貴重品 (預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など)
- 救急用品 (ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- ヘルメット、防災ずきん ●マスク ●軍手 ●懐中電灯
- 衣類 ●下着 ●毛布、タオル ●携帯ラジオ、予備電池
- 使い捨てカイロ ●ウェットティッシュ ●洗面用具



○防災センターの備蓄品

市では、避難所に避難された方の当面の生活に必要な最低1日程度の食糧や、毛布や簡易トイレなどの生活必需品を、防災センターに備蓄しています。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  |
| クラッカー 11,077食 | アルファ米 8,077食 | 投光器 191台 | 簡易トイレ 186台 | ストーブ 166台 | 発電機 52台 | 毛布 6,730枚 |

(平成25年3月末時点の数量)

防災情報を
あなたのケータイへ!

メール配信サービス
リアルタイム高島



登録用アドレス

real.bousai@mpme.jp

携帯電話やパソコンへの登録制のメール配信サービスを行っています。詳しくは市のホームページをご覧ください。

【防災情報のお知らせ内容】

地震・土砂災害・避難情報など自然災害に関する情報をお知らせします(気象庁の発する「緊急地震速報」は含まれていません)。情報の内容により、深夜・早朝に配信される場合があります。

【登録方法】

左の登録用アドレスに、空メールを送信してください。その後送られてくるメールの案内に従って登録手続きを行ってください。

※迷惑メール受信対策をされているとメールが届かない場合があります。@mpme.jp および @city.takashima.shiga.jp からのメールを受け取れるよう設定をしてください。

※災害情報は、メール配信サービスや防災行政無線のほか、滋賀県土木防災情報システム等のホームページや、テレビ(NHKのデータ放送)などでも、確認することができます。自分にあった手段で情報を入手しましょう。